令和４年度第４回公募一般競争入札〔（普通財産の貸付）の実施（10年）に関する募集要項〕にかかる質問への回答について

令和５年４月17日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
| １ | 令和４年度第４回公募  普通財産の貸付の実施（10年）について | 実施要領に貸付期間は10年間と記載されていますが、期間途中での解約は可能ですか？  可能な場合、解約予告期間はどのくらいでしょうか？ | 貸付期間10年間を条件として公募しているので、途中解約がないことが基本です。  ただし、契約締結後、事情により途中解約が必要になった場合は、速やかに甲乙協議のうえ、方針を決定することとなります。 |